

松山市商店街等感染防止策支援補助金

(新型コロナウイルス対策緊急支援事業)

手続き要領

商店街等が新型コロナウイルスの感染拡大を
防止する取組みを支援します！

【応募受付期間】令和2年5月25日～令和3年2月28日

※補助金認定申請の受付期間です。

※受付は先着順です。予算額に達した場合は、受付期間内であっても終了します。

※申請は下記提出先に郵送または持参してください。郵送の場合は、当日消印有効です。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、提出書類に不備等が無いようご注意ください。

【問い合わせ先】

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当

TEL：(089) 948-6548 / (089) 948-6710

【提出先】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当 宛

松山市商業振興対策委員会

◇補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、松山市内の商店街等が実施する感染防止策に要する経費に対し、補助金を支給します。

◇補助対象者

●市内の商店街組合等

※次のいずれかに該当する者

- ①商店街等※を構成する団体であって、商店街振興組合、事業協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 9 条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの
- ②法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- ③ア又はイに類する団体であって、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

※商店街等とは

商店街その他商業の集積または、問屋街をいう

●商店街出資のまちづくり会社

●その他商店街等の活性化に寄与する事業を行う社団・財団で委員長が適当と認めるもの

【対象外】

●市税を滞納している者

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有する者

◇補助対象期間（事業実施期間）

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

◇補助対象経費

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する取組みに要する費用

【補助対象経費及びその一例】

| 補助対象事業 | 一例 |
|-----------------|---|
| 物品購入費 | マスク、消毒液等購入のための消耗品費等 |
| 広報費 | 安全性 PR のためのステッカー、チラシ等の作成の印刷製本費 ／安全性 PR のための広告掲載費（新聞・雑誌等）等 |
| 委託費 | 消毒作業等の業務委託費／事業実施に必要な経費のうち、補助事業者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費等 |
| その他委員長が必要と認める経費 | 事業実施に必要な経費で、委員長が必要と認める経費 |

【補助対象外経費】

- 個人個店の資産形成につながる経費
- 個店等で販売するために仕入れたもの
- 汎用性が高く目的外使用になり得るもの
- 商店街等の管理運営に係る経費
- イベント等の景品など、本補助金の目的とは異なる使用と判断されるもの
- 補助金の使途として、著しく不適切であると判断されるもの など

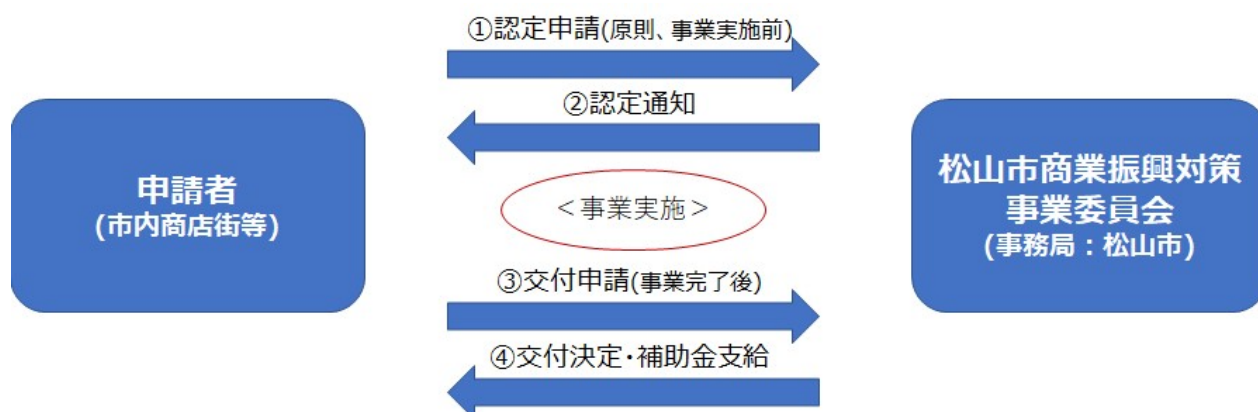
例：店舗に設置する空調設備、パソコン、交通費、宿泊費等

◇補助金の金額

補助対象経費に補助率を乗じた額。 ※1,000円未満の端数は切り捨て

| 補助率 | 補助上限額 |
|---------------|-------------------------------|
| 補助対象経費の9/10以内 | 1事業者あたり90万円 ※上限額に達するまで申請可能 |

◇補助金申請の流れ



※令和 2 年 4 月 1 日以降で認定通知前に着手した経費も契約・支払いの確認ができれば対象となります。

※認定申請時の補助申請額からの増額は認められませんので、予めご留意ください。

◇申請手続き

申請方法

郵送または窓口への持参

提出先

< 郵送申請 >

〒790-8571 松山市二番町 4 丁目 7-2

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当 宛

※郵送の場合は、封筒に「商店街等感染防止策支援補助金 在中」と記載してください。

< 窓口申請 >

〒790-8571 松山市二番町 4 丁目 7-2

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当

応募受付期間

令和 2 年 5 月 25 日～令和 3 年 2 月 28 日

※補助金認定申請の受付期間です。郵送の場合は、当日消印有効です。

※受付は先着順です。予算額に達した場合は、受付期間内であっても終了します。

申請書類等

補助金の交付を受けるには、次に掲げる書類をご提出ください。

【1.認定申請】

- 補助金認定申請書（様式第1号）
- 収支予算書（様式第2号）
- 定款又は規約等
- その他委員長が必要と認める書類

※既に購入済みの補助対象経費に対する補助金の交付を希望する場合は、当該経費についても、書類に記入して下さい。

【2.交付申請】

- 補助金交付申請書（様式第5号）
- 収支決算書（様式第6号）
- 支払い根拠資料（領収書又は帳簿類等）
- その他委員長が必要と認める書類
- 請求書（様式第8号）

審査

事務局による審査の結果、補助金を交付する旨を決定したときは、後日、交付決定通知を発送のうえ、指定口座へ入金します。

※書類に不備等があった場合、訂正や再提出を求められることがあります。

◇その他

<報告>

松山市商業振興対策事業委員会が必要と認める場合に行う事業の進捗状況、経理状況等について報告又は検査に応じる必要があります。

<書類の管理>

事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年から起算して5年間保管して下さい。

<監査>

松山市商業振興対策事業委員会が調査又は監査することがあります。

<取消し及び返還>

補助金の目的外使用、不正の行為・虚偽の申告等が発覚した際は、補助金の支給決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

◇問い合わせ先

申請手続きに必要な様式は、松山市ホームページからダウンロードできます。

【掲載場所】

「松山市ホームページ」⇒「くらしの情報」⇒「産業」⇒「商業」⇒（松山市商店街等
感染防止策支援補助金）

松山市産業経済部地域経済課 産業創出・商業振興担当

TEL：(089) 948-6548 / (089) 948-6710